

---

## 資料編

---

- ・ 策定経過
- ・ 総合計画審議会条例
- ・ 総合計画審議会委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 基本構想答申書
- ・ 基本計画答申書
- ・ TOPIX SDGs (持続可能な開発目標) について

## 策定経過

年 月 日	会議名等	協議内容
2018(平成30)年		
7月25日	政策調整会議	策定条例の整備
8月31日	総務文教委員協議会	第4次振興計画中間検証
9月12日	9月定例会総務文教常任委員会	総合計画策定条例
9月21日	9月定例会本会議	総合計画策定条例(議決)
10月26日	総合計画審議会	第4次振興計画中間検証
11月19日	総合計画審議会	〃
11月27日	総務文教委員協議会	第4次振興計画中間検証、次期総合計画策定要領
12月7日	全員協議会	〃
2019(令和元)年		
1月15日	第1回策定委員会	アドバイザーによる講義、スケジュール確認
2月1日-28日	市民アンケート	市に対する市民の認識の把握(無作為抽出1,000名)
3月6日	総務文教委員協議会	将来目標人口の取扱い
4月24日	市民ワークショップ①	検討テーマ「市の強み・弱みを考える」
5月15日	第1回作業部会	作業部会の役割、スケジュール確認
5月22日	市民ワークショップ②	検討テーマ「市の将来像を考える」
5月29日	総合計画審議会	総合計画の概要
6月19日	市民ワークショップ③	検討テーマ「(暮らしの分野別に)市の強み・弱みを考える」
7月3日	第2回作業部会	職員アンケート結果、総合計画見直しの方向性
7月23日	第3回作業部会	総合計画見直しの方向性、重点プロジェクト
7月31日	市民ワークショップ④	検討テーマ「(暮らしの分野別に)必要だと思う取組みを考える」
8月7日	市民ワークショップ⑤	〃
8月30日	第2回策定委員会	新庄未来ワークショップの進捗、総合計画見直しの方向性
9月11日	市民ワークショップ⑥	各チームで検討した内容の発表会
9月13日	第4回作業部会	基本構想(骨子)、将来像、将来目標人口、重点プロジェクト
10月10日	第3回策定委員会	〃
10月25日	政策調整会議	〃
11月8日	総務文教委員協議会	総合計画見直しの方向性、基本構想(骨子)、将来像、将来目標人口
11月12日	産業厚生委員協議会	〃
11月19日	総合計画審議会	〃
12月10日	第5回作業部会	基本構想(骨子)、将来像、重点プロジェクト
12月17日	第4回策定委員会	〃
12月25日	政策調整会議	〃
2020(令和2)年		
2月7日	第5回策定委員会	基本構想素案、将来像、基本計画の方向性
2月10日	産業厚生委員協議会	〃
2月13日	総務文教委員協議会	〃

年 月 日	会議名等	協議内容
2月20日	政策調整会議	基本構想素案
2月20日	総合計画審議会	諮問、基本構想素案、将来像
3月13日	第6回策定委員会	基本構想素案、基本計画の方向性
3月19日-4月10日	基本構想パブリックコメント	
3月19日	政策調整会議	基本構想素案
3月26日	総務文教委員協議会	基本構想素案、基本計画の方向性
3月27日	産業厚生委員協議会	〃
4月10日	総合計画審議会(書面開催)	〃
4月22日	第7回策定委員会	基本構想素案、基本計画(骨子)
4月30日	政策調整会議	〃
5月7日	総務文教委員協議会	基本構想素案
5月8日	産業厚生委員協議会	〃
5月13日	総合計画審議会(書面開催)	答申内容(案)
5月19日	総合計画審議会からの答申	基本構想への答申
5月22日	政策調整会議	基本構想案
6月16日	6月定例会基本構想特別委員会	基本構想案(審査)
6月19日	6月定例会本会議	基本構想案(議決)
6月26日	第8回策定委員会	実施計画の方向性
6月26日	第6回作業部会	〃
7月21日	第9回策定委員会	基本計画素案
7月22日	政策調整会議	〃
8月6日	全員協議会	〃
8月17日	総合計画審議会	基本計画素案(まちづくりの柱)
8月27日	第10回策定委員会	基本計画素案、実施計画のスケジュール確認
9月1日	政策調整会議	〃
9月9日	全員協議会	基本計画素案(成果指標)
9月10日-10月2日	基本計画パブリックコメント	
9月11日	第7回作業部会	実施計画の策定手順
9月29日	総合計画審議会	基本計画素案(まちづくりの柱、重点プロジェクト)
10月13日	総合計画審議会	基本計画素案、答申内容(案)
10月16日	総合計画審議会からの答申	基本計画への答申
10月22日	第11回策定委員会	基本計画案、実施計画素案
10月30日	全員協議会	基本計画案
11月2日	政策調整会議	基本計画(策定完了)、実施計画素案
11月13日	全員協議会	基本計画の報告、実施計画素案
2021(令和3)年		
2月1日	第12回策定委員会	実施計画案
2月8日	政策調整会議	〃
2月17日	全員協議会	〃

## 新庄市総合計画審議会条例

### (設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新庄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、新庄市総合計画に関する事項について調査及び審議を行う。

### (組織)

**第3条** 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市教育委員会の委員
- (4) 市農業委員会の委員
- (5) 市内の公共的団体等の役員及び職員

### (会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

### (委員)

**第5条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員)

**第7条** 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

### (庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、総合政策課に事務局を置いて処理する。

### (雑則)

**第9条** この条例で定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は、市長が別に定める。

新庄市総合計画審議会委員名簿

条例区分	氏名	役職名等	備考
市議会議員	(小野 周一)	(新庄市議会議長)	任期：～平成 31 年 1 月
	下山 准一	新庄市議会議長	任期：令和元年 5 月～
	(佐藤 卓也)	(新庄市議会産業厚生常任委員長)	任期：～平成 31 年 1 月
	今田 浩徳	新庄市議会産業厚生常任委員長	任期：令和元年 5 月～
教育委員会委員	阿部 浩悦	新庄市教育委員会委員	会長代理
農業委員会委員	浅沼 玲子	新庄市農業委員会会長	
公共的団体等 役職員	井上 達也	新庄市農業協同組合理事参事兼 企画管理部長	
	大場 清文	新庄商工会議所専務理事	
	(村上 敏昭)	(新庄市金融協会会長)	任期：～令和 2 年 3 月
	海 和 実	新庄市金融協会会長	任期：令和 2 年 4 月～
	(半田 章)	(新庄信用金庫本店本店長)	任期：～令和 2 年 1 月
	川田 浩	新庄信用金庫本店副本店長	任期：令和 2 年 2 月～
	(小友 有子)	(新庄公共職業安定所所長)	任期：～令和 2 年 3 月
	井場 秀悦	新庄公共職業安定所所長	任期：令和 2 年 4 月～
	(門脇 寿重)	(社会福祉法人新庄市社会福祉協議会 事務局長)	任期：～平成 31 年 1 月
	三浦 京子	社会福祉法人新庄市社会福祉協議会 事務局長	任期：令和元年 5 月～
	溝延 信也	新庄市区長協議会会長	
	(指村 隼人)	(公益社団法人新庄青年会議所理事長)	任期：～平成 31 年 1 月
	(小野 善弘)	(公益社団法人新庄青年会議所理事長)	任期：～令和 2 年 3 月
	辺見 孝太	公益社団法人新庄青年会議所理事長	任期：令和 2 年 4 月～
	(森 俊明)	(公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 新庄副地区長)	任期：～令和 2 年 6 月
	矢口 雅彦	公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 新庄副地区長	任期：令和 2 年 6 月～
学識経験者	阿部 彰	社会福祉法人みらいパリス保育園園長 私たちとお医者さんを守る最上の会代表	会長
	小野 広美	認定農業者	
	(佐々木 裕美)	(ひまわり保育園園長)	任期：～平成 31 年 1 月
	軽部 望	ハナヤ花店	任期：令和元年 5 月～
	小杉 健二	防災科学技術研究所雪氷防災研究センター 新庄雪氷環境実験所雪氷環境実験室長	
	沼野 慈	特定非営利法人NPOもがみ理事長	

※ ( ) 内の氏名は前任者。( ) 内の役職名等は委嘱時(敬称略)

新政発第1109号  
令和2年2月20日

新庄市総合計画審議会  
会長 阿部 彰 殿

新庄市長 山尾 順 紀

### 新庄市総合計画について（諮問）

新庄市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

#### 1 諮問事項

第5次新庄市総合計画基本構想及び基本計画について

令和2年5月19日

新庄市長 山 尾 順 紀 殿

新庄市総合計画審議会  
会長 阿 部 彰

### 第5次新庄市総合計画基本構想の策定について（答申）

令和2年2月20日付けで諮問がありました第5次新庄市総合計画における基本構想について、次の意見を添え、別冊のとおり答申します。

記

#### ○総括的事項

##### 1. 将来像の実現について

基本構想は、新庄市の目指すまちの姿を示し、市民、企業、団体、行政がその実現のために、それぞれの役割と責任のもとで行動する指針となるものである。そのため、今後は、将来像に掲げる「住みよさをかたちに 新庄市」の実現に向けて必要となる取り組みを具体的に推進していただきたい。

##### 2. 市民ニーズへの対応について

人口減少や少子高齢化の進展による人口構造の変化が避けられない状況下において、日々変化する時代の流れと市民ニーズを的確にとらえ、行政課題の解決に向けて柔軟な計画の運用を行っていただきたい。

##### 3. マネジメント体制の構築について

限りある資源の有効活用を図り、効果的かつ効率的な行政経営を行うため、毎年度の事業の進捗や成果を点検・評価し、課題解決に向けてより最適な事業を構築できるマネジメント・サイクルを確立していただきたい。

#### ○個別的事項

個別事項については、基本構想に掲げる主要な課題について審議会の意見を付すこととする。  
(略)

令和2年10月16日

新庄市長 山尾 順紀 殿

新庄市総合計画審議会  
会長 阿部 彰

### 第5次新庄市総合計画基本計画の策定について（答申）

令和2年2月20日付で諮問がありました第5次新庄市総合計画における基本計画について、次の意見を添え、別冊のとおり答申します。

#### 記

#### ○総括的事項

第5次新庄市総合計画基本計画は、基本構想で示された新庄市が目指す将来像を実現するための基本的な施策を体系的に明らかにするものであり、今後の新庄市が実現する取組みを示すものです。

審議会では、将来の人口見通しや財政状況、様々な分野の状況等を踏まえ、8つのまちづくりの柱に紐づく全36施策の推進方法について検討を行ってきました。

人口減少、少子高齢化が進んでいくなかでも活気とにぎわいのあるまち、そして誰もが安心して住み続けられるまちをつくるために、基本計画が市民と行政が進むべき道筋を示すものとなることを期待します。

本答申がその一助となり、本市が目指す将来像「住みよさをかたちに 新庄市」の実現にも寄与するものとなれば幸いです。

#### ○個別的事項

基本計画に掲げるまちづくりの柱および重点プロジェクトについて、審議会の意見を付すこととする。

（略）





# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## SDGs（持続可能な開発目標）とは？

SDGs（エスディーゼイズ）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月、ニューヨークの国連本部で行われた国連サミットで採択された、国連加盟193カ国が達成を目指す2016年から2030年までの国際目標です。

世界を見渡せば、貧困、気候変動、人種やジェンダーに起因する差別など、さまざまな問題・課題に直面しています。こうした地球規模の問題を解決するために、「誰ひとり取り残さない」という共通理念のもと、SDGsでは17の目標と、それを達成するための169のターゲットを設定しています。

国においても、SDGsの実施に最大限取り組む旨を表明しており、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、関係省庁が連携しSDGs推進本部を設置し、実施方針が決定されています。

SDGs推進本部及び実施指針の中では、SDGsを全国的に展開するためには、地方自治体や地域組織などがSDGs実施における不可欠な主体となることから、パートナーと位置づけられるなど、地方自治体へも大きな期待が寄せられています。

また、SDGsの考え方は、地方自治体が担う住民の福祉の推進に深く関わるものであるため、本市においても、SDGsの要素を踏まえた取組を推進しています。

なお、本計画の基本計画で掲げる36の施策と17のゴールの関連を整理し、SDGsの取組として位置づけています。

## 〈参考〉SDGs(持続可能な開発目標)は5つの「P」に分類できます

SDGsの17の目標は5つの目的に分類でき、目指す方向性が大まかに分かるように整理されています。5つの目的は頭文字に「P」がつくことから、「5つのP」と呼ばれています。

### 人間 (People)

あらゆる形態と次元の貧困と飢餓に終止符を打つとともに、すべての人間が尊厳を持ち、平等に、かつ健全な環境の下でその潜在能力を発揮できるようにすることを目的とします。



### 豊かさ (Prosperity)

すべての人間が豊かで充実した生活を送れるようにするとともに、自然と調和した経済、社会および技術の進展を確保することを目的とします。



### 地球 (Planet)

持続可能な消費と生産、天然資源の持続可能な管理、気候変動への緊急な対応などを通じ、地球を劣化から守ることにより、現在と将来の世代のニーズを充足できるようにすることを目的とします。



### 平和 (Peace)

恐怖と暴力のない平和で公正かつ包摂的な社会を育てることを目的とします。



### パートナーシップ (Partnership)

グローバルな連帯の精神に基づき、最貧層と最弱者層のニーズを特に重視しながら、すべての国、すべてのステークホルダー、すべての人々の参加により、持続可能な開発に向けたグローバル・パートナーシップをさらに活性化し、このアジェンダの実施に必要な手段を動員することを目的とします。



出典：国際連合広報センター「SDGsを広めたい・教えたい方のための「虎の巻」より

SDGs17の目標と施策との関連

まちづくりの柱		分野	施策	1	2	
				貧困	飢餓	
1 子育て	子どもの笑顔があふれるまち	結婚・子育て	1 結婚・妊娠・出産支援の充実			
			2 子どもの教育・保育環境の充実	●	●	
			3 子育て家庭に寄り添う支援の充実	●		
2 教育	いのち輝き学びあうまち	学校教育	1 社会を主体的に生き抜く力を育む学校教育の推進	●	●	
			2 地域に根ざした学校づくりの推進	●		
			3 安全安心な教育環境の整備	●		
		社会教育	4 生涯を通じて学び合う学習環境の充実			
		文化芸術	5 文化芸術の振興			
スポーツ	6 活力あるスポーツ活動の推進					
3 健康・福祉	健やかでしあわせなまち	健康	1 健康づくりの推進			
		医療	2 医療体制の充実	●		
		福祉	3 地域全体で支え合う共生社会の実現			
			4 高齢者福祉の推進			
			5 障がい者福祉の推進			
			6 生活困窮者への支援	●	●	
4 産業	活力のあるまち	農林業	1 農業経営の持続的な発展		●	
			2 意欲ある農業者の育成・確保			
			3 農林環境の保全		●	
		商工業	4 商工業の育成・支援			
			5 雇用の促進	●		
			観光	6 観光の振興		
5 生活環境	安全・安心で美しいまち	防災・消防	1 防災・消防体制の充実			
		交通安全・防犯	2 交通安全・防犯活動の推進			
			環境保全	3 生活環境の保全		
		4 循環型社会の実現		●		
6 都市基盤	快適な暮らしを支えるまち	道路	1 道路網の充実			
		雪対策	2 克雪対策の推進			
		都市計画	3 住みやすい都市形成	●		
		公共交通	4 地域公共交通の充実			
			上下水道	5 安全な水道水の安定供給		
				6 生活排水の適正処理		
7 シティプロモーション	選ばれるまち	情報発信	1 「伝わる」情報発信の充実			
		移住・定住	2 移住・定住に向けた支援の充実			
8 行政経営	将来にわたって持続可能なまち	市民参画	1 地域づくり活動の推進			
			行財政運営	2 新しい時代を担う職員の育成		
		3 効果的・効率的な行財政運営				
該当する施策の数				9	6	

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
健康と福祉	教育	ジェンダー	水と衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、技術革新	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和と公正	パートナーシップ
●														
	●	●												
	●												●	
	●													
	●													
	●													
	●							●						
●	●													
●														
●													●	
●							●							
●					●	●								
					●	●								
			●			●						●		
	●	●			●	●	●							
					●				●					
●								●		●				
●			●	●					●	●		●		
								●	●		●			
						●		●						
						●		●						
			●			●		●						●
●	●				●	●								
													●	●
					●								●	●
													●	●
11	10	2	4	1	7	11	2	7	3	2	1	2	4	3